



神奈川県  
2024年2月号  
月間「不屈」  
No.596付録  
編集兼発行人  
小澤 睦夫

治安維持法犠牲者 国家賠償要求同盟  
神奈川県本部  
〒221-0823  
神奈川県横浜市神奈川区二つ谷町2-9  
TEL/FAX 045-314-1766  
E-mail chian.kanagawa@spice.ocn.ne.jp

# 野党共闘の再構築で悪政の転換を

県本部会長 小澤 睦夫

2月4日投開票で行われた前橋市、京都市の市長選で、「市民と野党の共闘で政治の転換が」今こそ求められていることが浮き彫りになりました

群馬県前橋市長選挙の結果、立憲、共産党などが支援した無所属の小川晶氏（元県議）が現職の山本 龍氏（自・公推薦）を大差で破り前橋市初の女性市長となりました。

京都市長選では自民、公明、立憲、国民が推薦する松井孝治氏が初当選しました。

弁護士で共産党、れいわなどが支援する福山和人氏が得票率で僅か3・5%（16000票差）まで追い上げる大善戦大健闘しました。

自民党の金権腐敗政治と、岸田政権のくらし破壊、軍事費を8兆円まで膨れ上がらせる軍拡予算に国民の怒りは大きくなるばかりです。内閣支持率はいずれも20%そこそこです。

前橋、京都の東西二つの県庁所在地での市長選挙の結果から、立憲野党と市民の共闘こそ、悪政転換の道であることを確信させるものとなりました。

## 一月の県同盟の会員拡大6名の増

毎月5名以上の前進を目標に決めた昨年9月の県本部総会に基づいて、各支部で会員拡大をすすめています。

（県央の井上事務局長の報告2面参照）  
一方私たちの平和を守り、憲法擁護の闘いに対する不当な攻撃もかけられています（茅ヶ崎9条の会関連3面）

2月18日の多喜二祭、5月の国会請願署名活動、6月の全国大会、さらに県本部総会、関東ブロック交流会などを節目にして県同盟の活動強化を図っていきましょう。何よりも会員拡大で毎月前進（1月が5名の増）と署名集めを意識的に粘り強く追及していきましょう。



## 新年を迎えて



### アメリカ言いなりの戦争準備を許さない

県レパ同盟

清水智事務局長

私たち「神奈川県レッド・パージ反対同盟」も設立から24年が経ちました。

設立当初の有力な方たちは亡くなり、手探りで運動を進めているのが現状です。被害者の名誉回復と国家賠償を求める運動は貴同盟と重なるところがあり、いつもお手本にさせていただいております。

私たちの運動の根本には岸田政権の「戦争する国づくり」を許さない、そして「アメリカ言いなりの戦争準備」を許さないことだと思えます。

世界一危険な米軍普天間基地

から名護市辺野古新基地建設などは絶対に許せません。沖縄県民の民意を踏みにじり岸田政権はますます強権性を増しています。共に力を合わせましょう！

### 会員拡大で前進

県央支部事務局長

井上 正男

県央支部は、昨年11月に第23回県央支部総会を開催。

活動方針の中心として①国賠同請願署名1000筆、②同盟員をニュース会員含め110名(2割増)、③多喜二祭(2月18日)成功に全力を掲げました。総会以後の同盟員の拡大の経験について報告します。

昨年、県直だった平塚・大磯の同盟員8名を県央支部に編入し87名から新たにスタート。今年2月時点で96人になりました。拡大できたのはなぜか、一つは岡村共栄県副会長(2名拡大)と幹事会での討議と事務局長の力の発揮です。同盟入会申込書を積極的に活用(会議などで200通以上配布)し、入会の声

かけを行いました。また、入会 入会を勧めています。かけを断る人には同盟の「不屈 ニュー スだけでも購読してほしいと訴え ニュース会員になってもらいました。とにかく身近な仲間になってもらう事だと割り切つて

### 戦前の治安立法をほうふつさせる

#### 土地利用規制法を廃止に

自公政権は2021年6月、土地利用規制法を強行成立させました。同法は、米軍や自衛隊の基地周辺などに暮らす住民を調査・監視し、必要があれば土地・建物の利用を制限するもの。国民が軍事施設周辺でスケッチや写真撮影しただけでスパイ扱いされ罰せられた戦前・戦中の治安立法を彷彿させるものです。

今年1月15日、「土地利用規制法」に基づく「注視区域」「特別中止区域」の第4回の指定が行われ、対象区域はこれまでの399カ所から583カ所に拡大しました。

神奈川県内では横浜駐屯地、横浜ノースドック、相模原総合補給廠、座間駐屯地、キャンプ座間、秦野大山通信所、厚木航空基地などが含まれています。

「戦争する国づくり」を推し進める自公政府が、軍事的安全保障の観点から市民の基本的人権を制限することは許せません。戦前の教訓を生かし、土地利用規制法は廃止しましょう。

私たち国賠同盟は、戦前の「治安維持法」の現代版ともいえるべき「土地利用法」の危険性を広く宣伝し、同法の廃止のため全力を尽くします。

神奈川県憲法会議 浅川事務局長より、茅ヶ崎市当局の、同市九条の会への「後援」不承認問題について、資料の送付がありましたので、掲載します。

## 茅ヶ崎市九条の会 後援不承認問題

浅川 壽一

1、「九条の会・ちがさき」(以下「九条の会」)は、「憲法九条を守る」という一点で力をあわせます」(以下「会の目的」)とする茅ヶ崎市で設立された護憲団体です。毎年、茅ヶ崎市の後援を得て、音楽や講演を開く活動をやってきました。ところが、2019年から、この茅ヶ崎市による後援が不承認となつてしまいました。他の団体は承認されているのに九条の会の開催するイベントのみが不承認となり、以後毎年不承認が続き現在に至ります。

2、茅ヶ崎市の後援を得られることで、知名度が上がり、公共施設にイベントの掲示ができる、チケットの取り扱い手数料が安くなるといったメリットがあり

ます。後援の根拠は、「茅ヶ崎市後援名義使用承認に関する要綱」という規定に基づくものであり、その要綱第2条1項は

「後援名義の使用を承認することのできる行事は、後援名義の使用が茅ヶ崎市の施策の推進に寄与する行事であると認められるものであり(以下略)」とされています(なお、同要綱2条2項には、後援名義を承認しない場合が列挙されており、営利目的や違法行為を行う場合、特定の政党や政治団体、またはその関連認められる場合などとされています)。

3、2019年以降、九条の会が開催してきたイベントは、いずれも音楽とともに平和や憲法を考える集会であり、上記の要綱第2条1項に該当することは明らかです。なぜなら、茅ヶ崎市は「茅ヶ崎市は、正義と秩序を基調とする世界平和を希求

している日本国憲法の精神にもとづいて、世界連邦の建設に同意し、世界の永久平和の確立と人類の福祉増進のために、全世界の人々と相結んで、この崇高な目的の達成に努力する平和都市であることを宣言する。」として、1962年に平和都市宣言を行っているからです。後援の申請時には、会の取り決め(会の目的が記載されている)のほか、イベントの内容として、音楽と講演、演奏者と講演者の氏名や演目(予定)が記載されていました。「平和を願う講演と音楽のつどい」として、申請を行いました。

4、ところが、茅ヶ崎市は後援を不承認としてしまいました。2022年、2023年と不承認に対する行政不服審査に当職が関わってきましたところ、茅ヶ崎市側が明らかにした理由は、驚くべきものでした。大要以下のとおりです。

① 提出された資料から、九条の会が護憲団体であることは明らか

② そのような目的をもつた団体が行うイベントである以上は、憲法を改正しないという方向でイベントが主催されることも明らか

③ 改憲の是非については、茅ヶ崎市の施策にそもそも掲げていない

④ よって、要綱2条1項の要件に該当しない

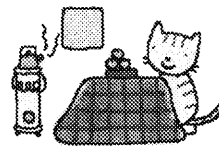
5、この茅ヶ崎市の判断には、様々な問題が含まれています。

① あえて要綱2条2項に後援を不承認とする場合が掲げられているのに、その条文を用いず、そもそも2条1項の「施策」に該当しないと切り切ってしまうた、条文の使い方の問題。② 提出されたイベントの内容についての申請書ではなく、補助的に提出された会の取り決めから、イベントの内容を推量している。③ 九条の会の傾向を審査してしまっている。④ 要綱において与えられた裁量を逸脱している、など、集会結社の自由を茅ヶ崎市が侵害しているとも考えられる(4面上段に続く)

(3面より続く)  
る問題があります。

6、入稿時には業際不服審査の結果待ちですが、結果次第では訴訟に進むことを検討しております。当職が事務局長を務める神奈川憲法会議でも取り上げられる問題で、全国の都道府県単位憲法会議に問い合わせてみましたところ、岐阜や愛知、京都などでも同様の事例が発生しているという報告でした。法の適用

や裁量逸脱など様々な問題を抱えたものと考えています。団員の皆様のお力添えを頂きたく、お願い申し上げます。(了)



### 県本部年度末にむけて同盟費上納についてのお願い

県本部財政部 小松原 繁夫

件名について、左記の点等にご留意いただき、同盟費の上納について、ご協力をお願いいたします。

- ・同盟費未納の方に口頭、不屈折込、文書等により納入を呼びかける。
  - ・未上納の同盟費がある場合、2月度は、1回以上
  - ・3月度は、3月31日(決算日)に「未上納」を残さないように、送金くださいますようお願いいたします。
- なお、振替用紙が必要な場合は、ご返信くださるようお願いいたします。

### 【県本部日程・予定】

- 2月14日(水) 多喜二祭実行委員会
- 2月15日(木) 中央常任理事会
- 2月18日(日) 第21回神奈川七沢多喜二祭
- 2月24日(土) 県本部4役会議
- 3月4日(月) 県本部第2回理事会
- 3月20日(水・祭) 第77回無名解放戦士追悼会(青山)
- 5月9日(木) 中央常任理事会
- 5月15日(水) 国会請願行動(予定)
- 5月19日(日) 第42回神奈川解放戦士顕彰会
- 6月19日(水) 第41回全国大会

### 関東ブロック交流集会

10月14日(月・祭)〜15日(火)  
ニユーウエルシティ湯河原

### 原稿の送信先

県本部アドレス  
chian.kanagawa@spice.ocn.ne.jp  
TEL・FAX 045-314-1766

小澤アドレス  
muramatu800@gmail.com  
TEL・FAX 045-383-0446

